

第2章 地球温暖化の現状と課題

第1節 地球温暖化のメカニズム

地球は太陽からのエネルギーで暖められるのと同時に、地球から宇宙に熱が放射されています。この際、大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などの「温室効果ガス」が熱の一部を吸収することで、地球は人間や生物にとって適した温度に保たれています。(図2-1)

しかし、産業革命以降、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費することで、現在(2018年時点)の二酸化炭素濃度は、産業革命以前の平均的な値280ppmと比べて1.5倍近い約408ppmと増加しています。(図2-2)

このように、大気中の二酸化炭素濃度が高くなると、大気中に吸収される熱が増えてしまい、地球の平均気温がこれまで以上に上昇することで、地球温暖化が進行します。

また、地球温暖化は単に平均気温が上昇することだけを指すものではなく、世界各地で顕在化している異常気象との関連も指摘されており、北極・南極・グリーンランドなどの海氷・氷床の減少、海面水位の上昇、熱波や極端な高温の頻度の増加、集中豪雨など、気候全体への影響という意味で、気候変動とも表現されています。

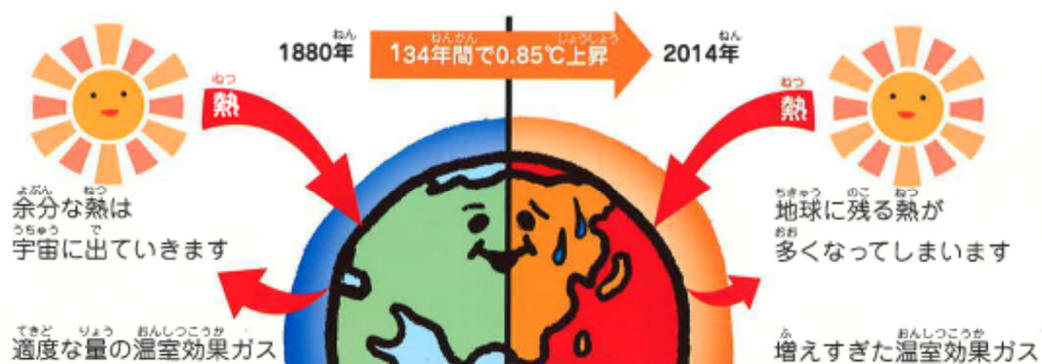


図2-1 地球温暖化のメカニズム

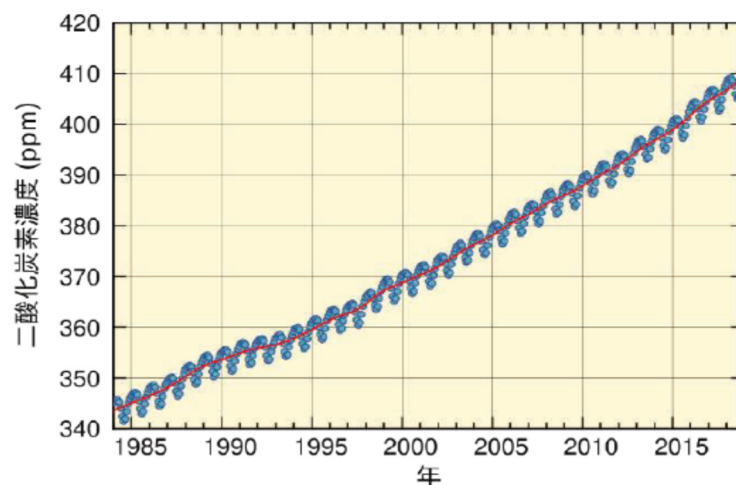


図2-2 大気中の二酸化炭素濃度（世界平均）の推移
(出典：気候変動監視レポート2019（気象庁）)

以上のように、今後、大気中の二酸化炭素濃度が上昇し続けると、「これまでに経験したことのない」と表現されるような極端な異常気象の頻度が増加し、その強さが増すほか、そうした異常気象が当たり前となってしまう、我々の生活や事業活動に様々な悪影響を及ぼすことが危惧されます。

実際、気候変動の影響により、集中豪雨、台風の大型化、災害の頻発・激甚化がみられ、本県が経験した過去の災害を越える被災リスクが高まっており、危惧されていたことが起こりつつあります。

第2節 世界の現状と課題

(1) 世界の気温、降水量、海面水温、海面水位の変化について

「気候変動監視レポート 2019」（気象庁）によると、世界の気温や降水量、海面水温等の変化は以下のとおりとなります。

①世界の天候・異常気象

2019 年は 1 年を通して世界各地で異常高温が発生しました。（図 2-3）

ヨーロッパにおいては、熱波により各国の最高気温の記録を更新した地域もありました。また、アジアやアフリカなどでは大雨による多数の死者や多大な経済被害が発生し、オーストラリアでは大規模森林火災により深刻な被害が発生しています。

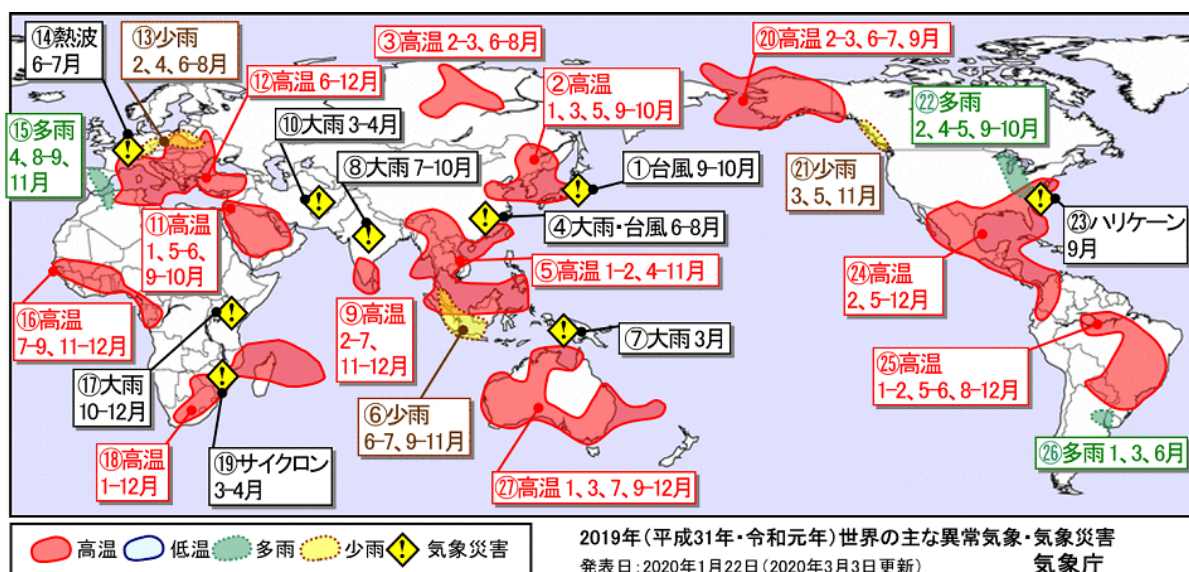


図 2-3 世界の主な異常気象・気象災害の分布図

(出典：気候変動監視レポート 2019)

②世界の平均気温

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、100 年あたり 0.74℃上昇しています。（図 2-4）

2019 年の世界の年平均気温は、統計を開始した 1891 年以降では 2 番目に高い値となっています。

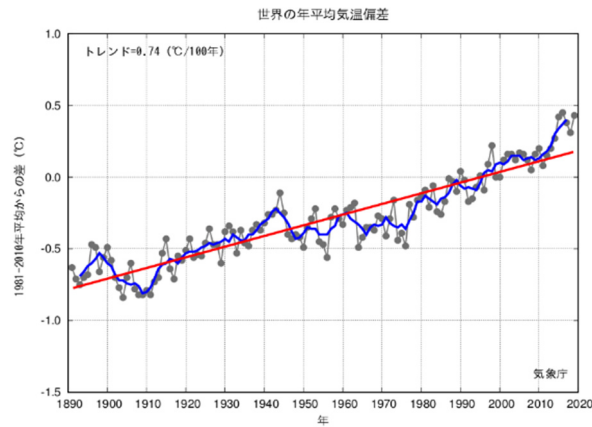


図 2-4 世界の年平均気温の変化（出典：気候変動監視レポート 2019）

③世界の海面水温

世界全体の年平均海面水温は長期的に上昇しており、100 年あたり 0.55°C 上昇しています。（図 2-5）

2019 年の世界全体の年平均海面水温は 1891 年以降では 2016 年と並んで最も高い値となっています。

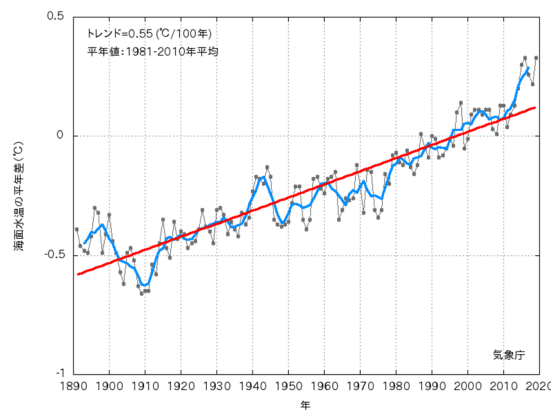


図 2-5 世界全体の年平均海面水温平年差の経年変化(1891～2019 年)
（出典：気候変動監視レポート 2019）

④世界の海面水位

1901～2010 年の期間に世界の海面水位は 19cm 上昇しています。

特に直近の 1993～2010 年では 1 年当たり平均で約 3.2mm と急激に上昇しています。（図 2-6）

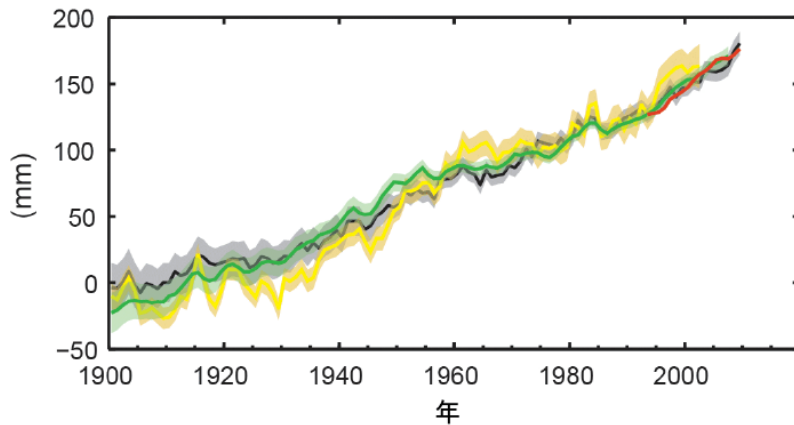


図 2-6 世界の平均海面水位の変化

(出典：IPCC 第 5 次評価報告書 第 1 作業部会報告書「政策決定者向け要約」)

(2) パリ協定

国際的な地球温暖化（気候変動）対策の取組は、「気候変動枠組条約」に基づき実施されています。2020 年現在、197 の国と地域が条約締約国となっています。

同条約に基づき、2015 年 12 月にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年以降の気候変動問題に対する国際的な枠組み「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月に発効しました。

パリ協定では、これまでの国際的枠組みである京都議定書と異なり、途上国を含む全ての国が対象となっています。パリ協定の長期目標は「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。そのため、できるだけ早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。」こととされています。

(3) SDGs (持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals))

2015 年（平成 27 年）の国連総会において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため 2030 年までに到達すべき 17 のゴール（分野別目標）及び 169 のターゲットが提示されています。

この中には、「気候変動（目標 13_気候変動に具体的な対策を）」や「エネルギー（目標 7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに）」といった地球温暖化（気候変動）対策に密接に関連した目標も含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



図 2-7 持続可能な開発目標（SDGs）の目標

◇ 17のゴールのうち、**赤文字（下線太字）**は少なくとも地球温暖化（気候変動）などの環境に関連している13のゴール

- 目標1 貧困の撲滅
- 目標2 飢餓撲滅、**食料安全保障**
- 目標3 **健康・福祉**
- 目標4 万人への**質の高い教育**、生涯学習
- 目標5 ジェンダー平等
- 目標6 **水・衛生**の利用可能性
- 目標7 **エネルギー**へのアクセス
- 目標8 包摂的で**持続可能な経済成長**、雇用
- 目標9 **強靱なインフラ、工業化・イノベーション**
- 目標10 国内と国家間の不平等の是正
- 目標11 持続可能な**都市**
- 目標12 **持続可能な消費と生産**
- 目標13 **気候変動**への対処
- 目標14 **海洋**と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 目標15 **陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性**
- 目標16 平和で包摂的な社会の促進
- 目標17 **実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化**

第3節 日本の現状と課題

(1) 国の地球温暖化対策計画

日本は、2015年7月に、日本の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26%削減する目標を示した約束草案を国連に提出し、パリ協定に基づき、2016年5月にその達成に向けた具体的な取組を定めた地球温暖化対策計画を策定しました。この計画は地球温暖化対策法に基づいて策定された我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画で、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき施策等が示され、様々な取組が推進されています。

この計画では、中期目標として「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減」を掲げるとともに、パリ協定を踏まえて、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として「2050年までに温室効果ガスの排出量を80%削減」を目指すことが示されています。

(2) パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略

パリ協定の規定に基づく長期低排出発展戦略として、2019年に策定されたもので、基本的な長期ビジョンとして、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すこと、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と経済の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施することが掲げられています。具体的には、エネルギー、産業、運輸、地域・くらし等の分野における様々な施策を推進するとともに、イノベーションの推進、グリーンファイナンスの推進、ビジネス主導の国際展開、国際協力といった横断的施策等を推進していくこととされています。

(3) 国内動向

資源の乏しい我が国において、エネルギー供給に万全を期しながら脱炭素社会の実現を目指すために、エネルギー基本計画に明記している非効率石炭火力のフェードアウトや再生エネルギーの主力電源化を目指していく上で、より実効性のある新たな取組を導入することが重要です。

こうした中、省エネ法を踏まえた新たな規制措置の導入、容量市場等により安定供給に必要な電力の供給力を確保しつつ、非効率石炭の早期退出を誘導するための仕組みの創設、再生可能エネルギーの大量導入を加速化するような基幹送電線利用ルール抜本的見直しについての検討が進められています。

地球温暖化対策推進法については、政府が国内の温室効果ガス排出を2050年までに実質ゼロにすると表明したことを踏まえ、法改正が検討されており、改正案では全国的な再生可能エネルギー導入促進に向けて、地方公共団体実行計画への導入ポテンシャルや導入目標の明確化のほか、民間事業者の取組をより効果的に支援するといった方針を盛り込むことなどが想定されています。

(4) 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、国の第五次環境基本計画で提唱された、持続可能な社会構築のための考え方で、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための一つの鍵とされています。地域（農山漁村など）には少子高齢化・人口減少等に起因する課題が顕在化している一方、美しい自然景観など多様な地域資源を有していますが、人口減少に加え、地方から都市への人口流出は地方の若年人口、生産年齢人口の減少を招き、結果として農林業の担い手が減少するなど、地域コミュニティの弱体化や地域の環境保全の取組にも影響を与えています。

こうした課題を踏まえ、国全体で持続可能な社会を構築するためには、地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性を生かして補完し合いながら、異なる資源を循環させる自立・分散型の社会を形成することで、地域も都市も持続可能となる地域循環共生圏の構築をめざしていく必要があります。（図 2-8）

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

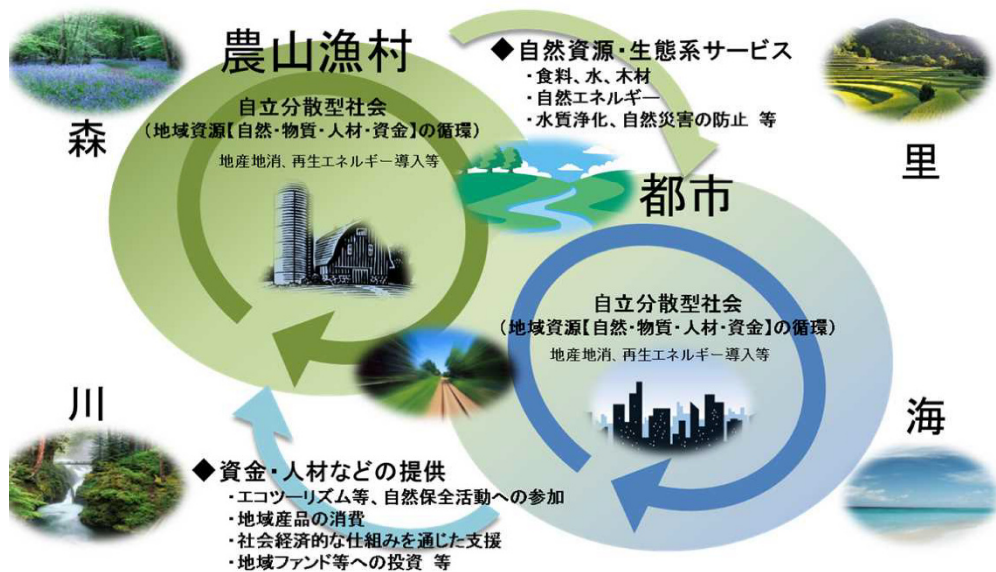


図 2-8 地域循環共生圏の概念

(5) 日本の気温、降水量、海面水温、海面水位の変化について

「気候変動監視レポート 2019」（気象庁）によると、日本の気温や降水量、海面水温等の変化は以下のとおりとなります。

①日本の平均気温

日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、100 年あたり 1.24℃上昇しています。（図 2-9）

2019 年の日本の年平均気温は、統計を開始した 1898 年以降で最も高い値となっています。

②日本の短時間強雨

1 時間降水量 50mm 以上（滝のように降る雨）の年間発生回数は増加傾向にあります。（図 2-10）

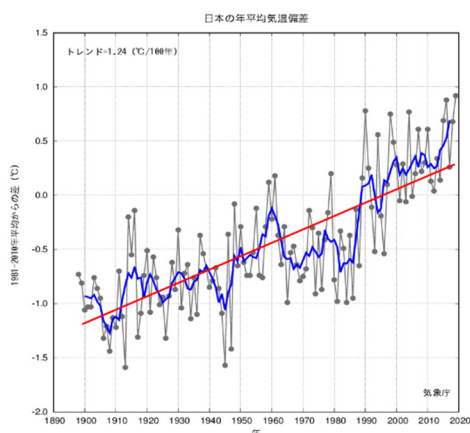


図 2-9 日本の年平均気温偏差の経年変化
（出典：気候変動監視レポート 2019）

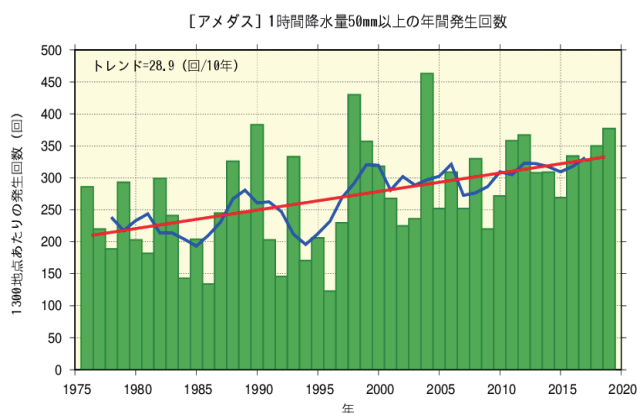


図 2-10 日本の 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化(1976～2019 年)
（出典：気候変動監視レポート 2019）

③日本における極端な気温

ア．日最高気温 30℃以上（真夏日）、35℃以上（猛暑日）の年間日数

日最高気温が 30℃以上（真夏日）、35℃以上（猛暑日）の日数はともに増加傾向にあります。特に、猛暑日の日数は、1990 年代半ば頃を境に大きく増加する傾向となっています。（図 2-11）

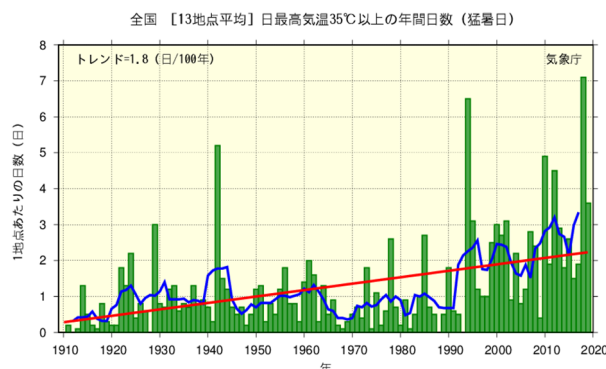
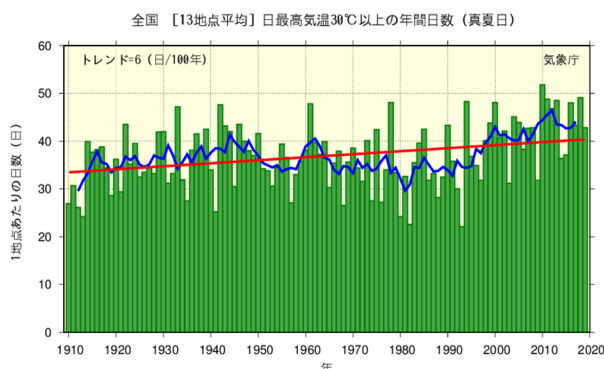


図 2-11 日最高気温 30℃以上（真夏日、左図）、35℃以上（猛暑日、右図）の年間日数の経年変化（統計期間 1910～2019 年）
（出典：気候変動監視レポート 2019）

イ．日最低気温 0℃未満（冬日）、25℃以上（熱帯夜）の年間日数

統計期間 1920 年から 2019 年における日最低気温が 0℃未満（冬日）の日数は減少し、また、日最低気温が 25℃以上（熱帯夜）の日数は増加傾向にあります。（図 2-12）

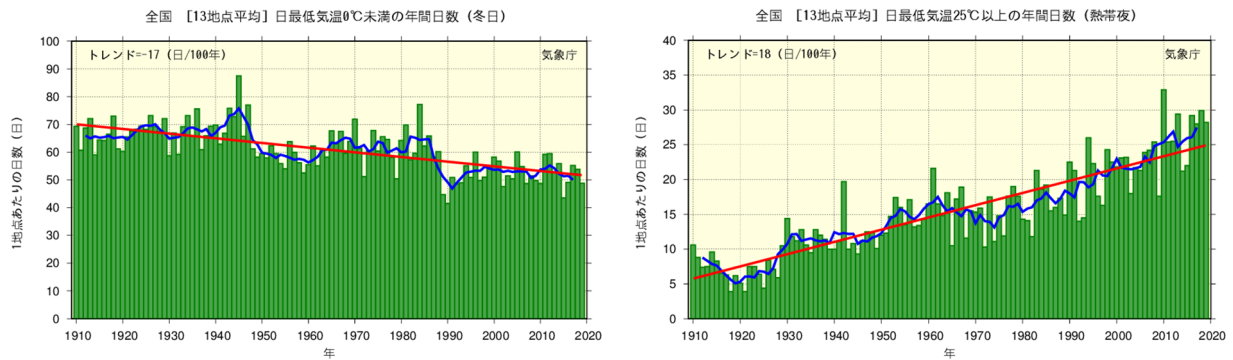


図 2-12 日最低気温 0℃未満 (冬日)、日最低気温 25℃以上 (熱帯夜) の年間日数の経年変化 (出典：気候変動監視レポート 2019)

④日本の海面水温

日本近海における海域年平均海面水温は、2019 年までのおよそ 100 年間にわたり 1.14℃上昇しており、世界全体の年平均海面水温の上昇率 (+0.55℃/100 年) よりも大きく、日本の気温の上昇率 (+1.24℃/100 年) と同程度の値となっています。(図 2-13)

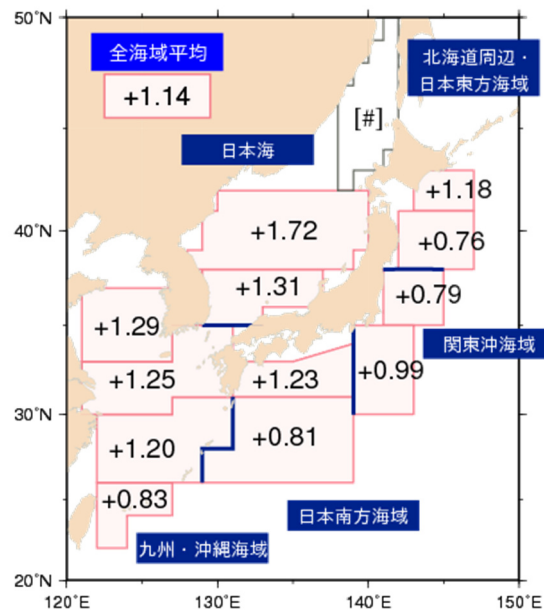


図 2-13 日本近海の海域平均海面水温 (年平均) の変化傾向 (°C/100 年) (出典：気候変動監視レポート 2019)

⑤日本の海面水位

日本沿岸の海面水位は、1980 年代以降、上昇傾向にあります。(図 2-14)

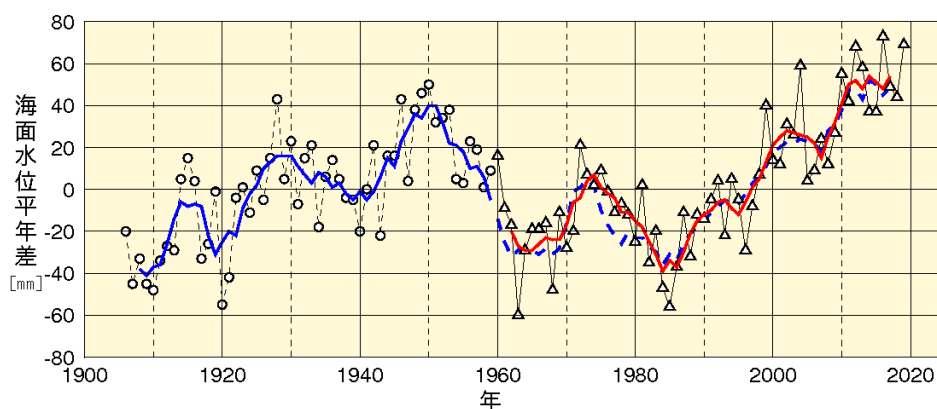


図 2-14 日本沿岸の年平均海面水位の経年変化（1906～2019 年）
（出典：気候変動監視レポート 2019）

第4節 長崎県の現状と課題

(1) 長崎県の特徴

①自然的特性

<地勢>

- 九州の西北部に位置し、東西 213km、南北 307km におよび総面積は 4,105.47km² を有しています。
- 全国の 6,852 島のうち 14.2% に当たる 971 の島があります。
- 海岸線の総延長は北海道に次ぐ全国 2 位で、各市郡ともすべて海に面しているため大きな河川はなく、主要な河川としては、本明川、佐々川、相浦川、川棚川などが流れています。

②社会的特性

<経済・産業構造>

- 本県の産業構造を県内総生産の構成比でみると、2017 年度は第 1 次産業 3.1%（国 1.2%）、第 2 次産業 24.3%（国 26.5%）、第 3 次産業 72.0%（国 71.7%）となっており、国と比べ第 2 次産業の割合が低く、第 1 次産業の割合が高くなっています。
- 県内と国内の総生産構成比で求めた比率でみると、全国を上回っているのは、農林水産業、鉱業などです。

<農業>

- 2018 年（平成 30 年）の農業産出額は 1,499 億円であり、産出額は全国 22 位となっています。
- 農業産出額の全国トップ 10 に入る品目は 23 品目となっています。

<林業>

- 2018 年（平成 30 年）の林業産出額は 70 億円であり、産出額は全国 23 位となっています。

<水産業>

○2018 年（平成 30 年）の海面漁業・海面養殖業の産出額は 996 億円であり、全国 2 位となっています。

(2) 長崎県の気温、降水量、海面水温、海面水位の変化について

「九州・山口県の気候変動監視レポート 2019」（福岡管区気象台）によると、長崎県の気温や降水量、海面水温等の変化は以下のとおりとなります。

①本県の年平均気温

年平均気温（長崎）は 100 年あたり 1.49°C 上昇しており、日本の年平均気温の上昇割合（ $1.24^{\circ}\text{C}/100$ 年）よりも大きくなっています。（図 2-15）

②本県の短時間強雨

1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数（1 地点あたりに換算した値）は、有意な長期変化傾向はみられませんが、1976 年から 1985 年の平均回数（約 0.72 回）と比べて、2010 年から 2019 年の平均回数（約 0.76 回）は約 1.1 倍に増加しています。（図 2-16）

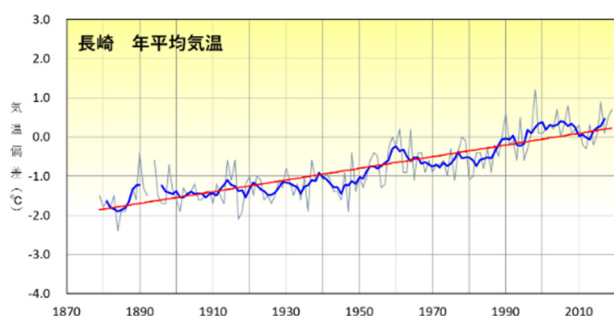


図 2-15 年平均気温の経年変化（長崎）
（出典：九州・山口県の気候変動監視
レポート 2019）

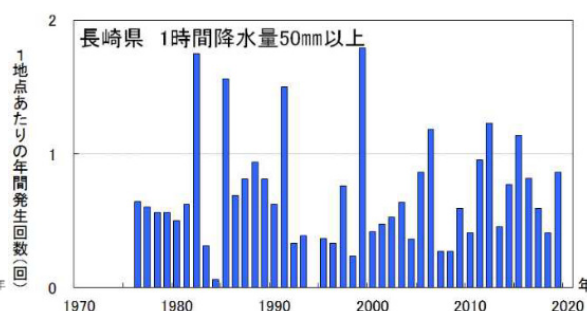


図 2-16 1 時間降水量 50mm 以上の
年間発生回数の経年変化
（出典：九州・山口県の気候変動監視
レポート 2019）

③海面水温、海面水位

本県の周辺海域である東シナ海北部の年平均海面水温は 100 年あたり 1.25°C 上昇しており、世界全体の海面水温の上昇率（ $+0.55^{\circ}\text{C}/100$ 年）よりも大きくなっています。（図 2-17）

本県の海面水位は日本沿岸の海面水位と同様に上昇傾向を示しています。（図 2-18）

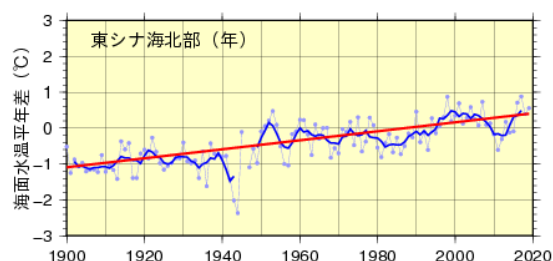


図 2-17 年平均海面水温平年差の経年変化
(東シナ海北部)
(出典：九州・山口県の気候変動監視
レポート 2019)



図 2-18 海面水位平年差の推移(長崎)
(出典：九州・山口県の気候変動監視
レポート 2019)

(3) 長崎県内の温室効果ガスの排出量について

① 温室効果ガス（全体）の排出量

○2017 年度（平成 29 年度）の県内の温室効果ガス排出量（速報値）は基準年度 1990 年度（平成 2 年度）比で 2.9%増加しています。（表 2-1、図 2-19）

（削減目標は、1990 年度比で 2020 年度に 13.4%削減。但し、森林吸収による削減率 3.3%を除くと 10.1%削減。）

○但し、前実行計画の取組による成果が出ていると考えられます。

- ・前実行計画策定当時の 2013 年度（平成 25 年度）比では、2017 年度（平成 29 年度）に 15.9%削減されています。
- ・また、2012 年度（平成 24 年度）以降、5 年連続（平成 25 年度～平成 29 年度）で減少しています。

表 2-1 県内の温室効果ガス総排出量の推移

種 類	平成 2 (1990) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017)年度	増減 (1990年度 比)	増減 (2013年度 比)	増減 (2016年度 比)
						速報値 (構成比)			
二酸化炭素 (CO ₂)	824.7	1,020.4	962.2	898.1	847.0	834.2 (90.2%)	9.6	△ 186.1	△ 12.8
二酸化炭素 (CO ₂) を除く 6 ガス	73.6	79.1	81.7	83.7	88.1	90.3 (9.8%)	16.8	11.3	2.2
メタン (CH ₄)	28.8	23.8	23.1	22.6	22.3	22.5 (2.4%)	△ 6.3	△ 1.3	0.2
一酸化二窒素 (N ₂ O)	16.8	14.0	13.6	13.4	13.7	13.7 (1.5%)	△ 3.1	△ 0.3	0.0
代替フロン等 4 ガス	27.9	41.2	45.0	47.7	52.1	54.1 (5.8%)	26.1	12.8	2.0
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	20.1	35.2	39.0	42.5	45.9	48.0 (5.2%)	27.9	12.8	2.1
パーフルオロカーボン類 (PFCs)	2.6	3.6	3.6	3.0	3.6	3.7 (0.4%)	1.1	0.1	0.0
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	5.2	2.3	2.2	2.0	2.4	2.2 (0.2%)	△ 3.0	△ 0.1	△ 0.1
三ふっ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2 (0.0%)	0.2	0.1	0.0
合 計	898.2	1,099.5	1,043.8	981.8	935.1	924.6 (100.0%)	26.3 2.9%	△ 174.9 △ 15.9%	△ 10.5 △ 1.1%

※ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)：カーエアコン（冷媒）の使用・廃棄時に排出されるもの。

※パーフルオロカーボン類 (PFCs)：半導体の製造、溶剤等の使用・廃棄時等に排出されるもの。

※六ふっ化硫黄 (SF₆)：電気設備、半導体の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。

※三ふっ化窒素 (NF₃)：NF₃ガス、半導体の製造時に排出されるもの。

※端数処理の関係上、合計値が合計と一致しない項目がある。

※増減に係る合計欄の下段の値は、増減率を示す。

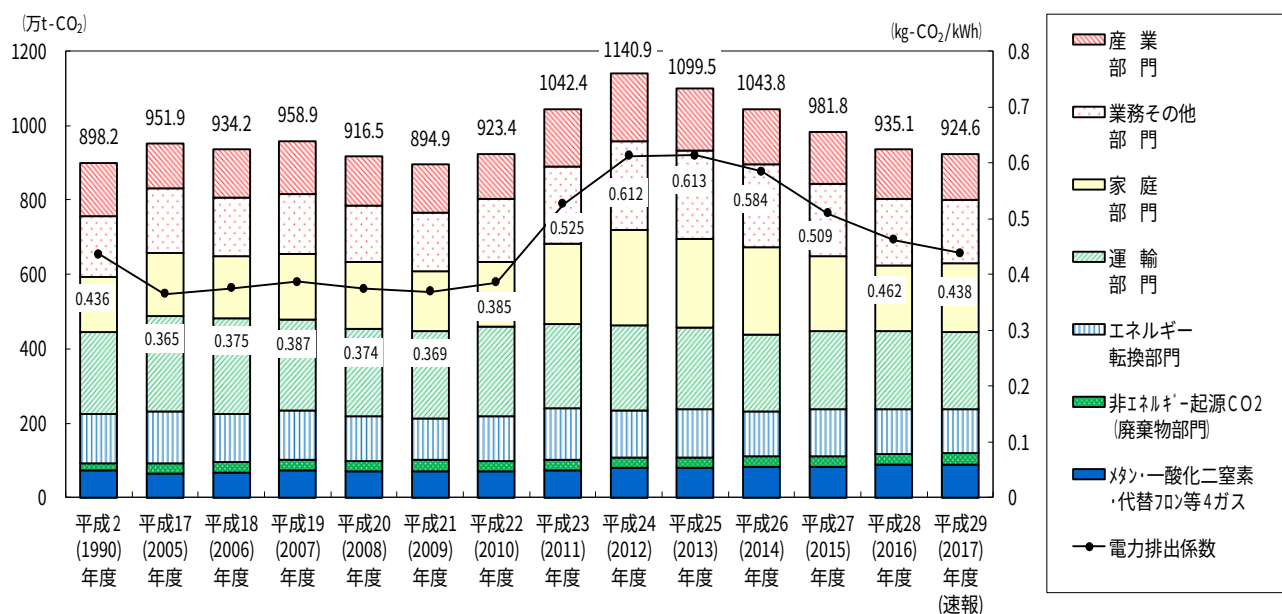


図 2-19 県内の温室効果ガス排出量(万 t-CO₂)及び電力排出係数(kg-CO₂/kWh)の推移

- 2017 年度（平成 29 年度）年度の時点で、全体の温室効果ガスの排出量が前実行計画の目標値を大幅に上回っており、特に家庭部門と運輸部門では、更なる削減が必要な状況にあります。（表 2-2）
- こうした状況を改善するとともに、脱炭素社会の実現に向けて、本実行計画でも引き続き、温室効果ガスの排出削減対策に取り組むことが重要です。

表 2-2 県内の温室効果ガス総排出量の推移と目標年度（前実行計画）の関係

(単位: 万t-CO₂)

		基準年度						目標年度				
部門・分野		平成2 (1990) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (速報)	構成比 (%) H29年度	増減率 1990年 度比	増減率 2013年 度比	増減率 2016年 度比	令和2 (2020) 年度
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	141.6	166.6	148.4	138.9	131.6	124.8	13.5%	△ 11.9%	△ 25.1%	△ 5.2%	134.5
	業務その他 部門	165.3	238.2	221.5	195.7	181.2	169.5	18.3%	2.5%	△ 28.8%	△ 6.5%	193.9
	家庭部門	145.4	237.4	234.2	198.5	175.6	185.1	20.0%	27.2%	△ 22.0%	5.4%	113.4
	運輸部門	221.8	219.6	208.8	211.3	207.9	206.7	22.4%	△ 6.8%	△ 5.8%	△ 0.5%	170.0
	エネルギー 転換部門	131.8	129.8	120.3	125.0	122.1	119.5	12.9%	△ 9.3%	△ 8.0%	△ 2.2%	130.1
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物部門)		18.8	28.9	28.9	28.8	28.7	28.7	3.1%	52.8%	△ 0.6%	0.3%	18.8
メタン・酸化二窒素 ・代替フロン等4ガス		73.6	79.1	81.7	83.7	88.1	90.3	9.8%	22.8%	14.3%	2.5%	47.3
合 計		898.2	1099.5	1043.8	981.8	935.1	924.6	100.0%	2.9%	△ 15.9%	△ 1.1%	807.5

※ここで、目標年度である令和 2（2020 年度）の数値は、基準年度に対する削減目標（10.1%削減）を反映した数値であり、実績値ではない。

②二酸化炭素の排出量

- 二酸化炭素の排出量は、温室効果ガス排出量の約9割を占めていることから、今後の削減対策を検討するためには、現状を詳細に分析する必要があります。

【全体概要】

- 2017年度（平成29年度）の県内の二酸化炭素排出量（速報値）は基準年度1990年度（平成2年度）比で1.2%増加しています。（表2-3、図2-20）
- しかし、県内のエネルギー消費量は2007年度（平成19年度）をピークとして減少傾向にあることから、近年の火力発電量の増加に伴う電力排出係数の増大などが影響し、二酸化炭素の排出量としては増加していると考えられます。（図2-21）
- 排出部門別に見ると、家庭部門、運輸部門で目標を大きく上回っており、更には、中小企業（産業部門、業務その他部門）からの排出量が増加傾向にあります。（表2-4）

表2-3 県内の二酸化炭素排出量の推移

(単位: 万t-CO₂)

部門	平成2 (1990) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	増減 (1990年度 比)	増減 (2013年度 比)	増減 (2016年度 比)
						速報値 (構成比)			
産業部門	141.6	166.6	148.4	138.9	131.6	124.8 (15.0%)	△ 16.8	△ 41.9	△ 6.8
業務その他部門	165.3	238.2	221.5	195.7	181.2	169.5 (20.3%)	4.2	△ 68.7	△ 11.7
家庭部門	145.4	237.4	234.2	198.5	175.6	185.1 (22.2%)	39.6	△ 52.3	9.5
運輸部門	221.8	219.6	208.8	211.3	207.9	206.7 (24.8%)	△ 15.1	△ 12.8	△ 1.1
エネルギー転換部門	131.8	129.8	120.3	125.0	122.1	119.5 (14.3%)	△ 12.3	△ 10.3	△ 2.7
廃棄物部門	18.8	28.9	28.9	28.8	28.7	28.7 (3.4%)	9.9	△ 0.2	0.1
合計	824.7	1020.4	962.2	898.1	847.0	834.2 (100.0%)	9.6 1.2%	△ 186.1 △ 18.2%	△ 12.8 △ 1.5%

※端数処理の関係上、合計値が合計と一致しない項目がある。

※増減に係る合計欄の下段の値は、増減率を示す。

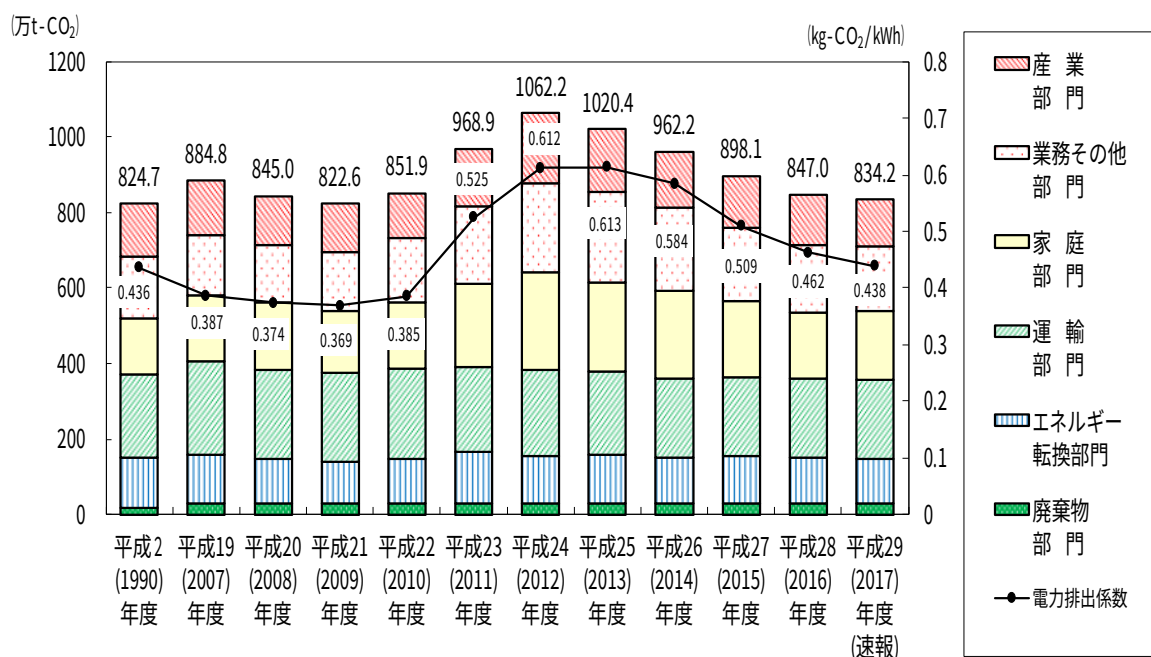


図 2-20 県内の二酸化炭素排出量(万 t-CO₂)及び電力排出係数(kg-CO₂/kWh)の推移

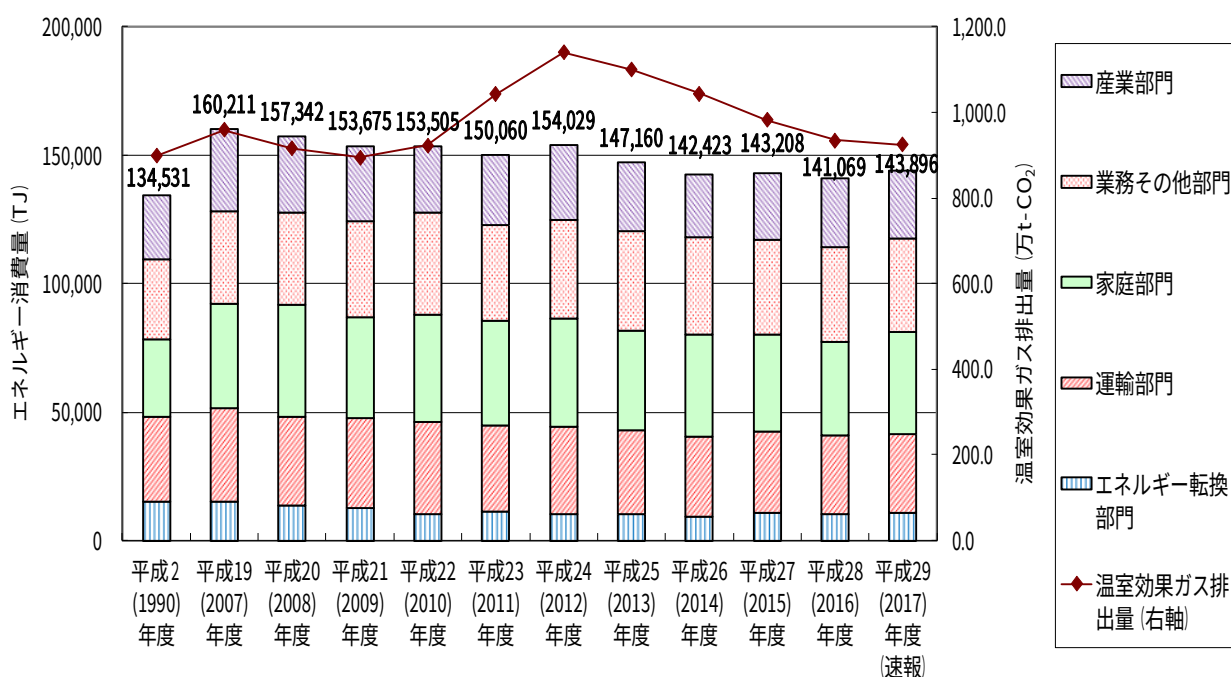


図 2-21 県内の温室効果ガス排出量(折れ線)とエネルギー消費量(棒グラフ)の推移

表 2-4 部門別温室効果ガス排出状況

(単位：万 t-CO₂)

部門	[基準年度] 平成2年度 (1990年度)	[目標年度] 令和2年度 (2020年度)	[現状] 平成29 (2017) 年度速報		備考(目標値との 比較の詳細)
			目標値との比較	現状値	
産業	141.6	134.5		124.8	中小企業においては、 
業務その他	165.3	193.9		169.5	
家庭	145.4	113.4		185.1	
運輸	221.8	170.0		206.7	
エネルギー転換	131.8	130.1		119.5	
非エネルギー起源 CO ₂	18.8	18.8		28.7	
メタン・一酸化二窒素・ 代替フロン等4ガス	73.6	47.3		90.3	
合計	898.2	807.4		924.6	

※端数処理などの関係上、各項目の合計値と合計が一致しない場合がある。